

初任者研 学校事務 編

学校事務職員から3つの提言

- ・教育というサービスを提供する公務員としての自覚を持つ。
- ・限られた時間をどう協働すれば効率がよく効果がある仕事ができるかを考えるところからすべては始まる。
- ・人とモノとお金と時間を上手につなぐことができる教員になる。

授 業

子どものための授業であるなら、より良い授業を構築するためにPlanの重要性を再認識してください。タイムスケジュール 予算 人 モノ

教室の環境整備・教具作成や借用・搜索、備品の使用や消耗品の使用、情報の入手（ネット教育情報） などなど・予算を持ち、引き出しがたくさんある学校事務職員もお手伝いが可能です。どんどん協力を依頼してみてください。

協働により積み上げられた授業に対する技術および教具は市民の財産です。共有する義務があります。公開する努力が必要です。これからの時代を担う先生方の良心と改革意識に期待します。よろしく申し上げます。

就学援助

茨木市は保護者へのサービスを第一に考えた。就学援助を実施しています。制度としての理解を教職員全員が深め、誰でもが対応できるサービスになるよう学校事務職員がそれぞれの職場でコーディネートしています。制度を正しく理解し、保護者へも十分な説明を心がけ、子どもたちの教育を受ける権利を守っていきましょう。

転入学

まず最初に接するのが学校事務職員です。子どもたちや保護者が安心して新しい学校生活が始められるよう細心の注意を払っています。学校情報を学校事務職員と共有してください。よろしく申し上げます。

パソコンを使用したい

公費でのデスクトップパソコン購入 2台

養護学級においても設置 1台

学年機（ノートパソコン） 3台 市よりの設置有り

この夏には 教頭機、校長機が配備 校長機にはレーザープリンターが付きま

す。本校ではそのプリンターについては職員室でのネットワークプリンターとしての活用を考えています。

事務室には 1台 98機が1台 計2台

茨木市公費購入のパソコンは基本的には誰がどのパソコンを使用してもよい。

ログイン名で区別されます。校内ネットワークの構築。

メール使用については、各学校で設定されているパソコンが特定されています。

大阪府から給与旅費関係で使用するパソコン・レーザープリンター等が配備される予定です。このパソコンは特別な1台です。（H18以降設置予定）



授業研究（ビデオ授業研究）で備品を活用したい。

ビデオ授業研を学校として取り組む

小型ビデオカメラの購入

現在 5 台あり。

D V C テープの予算化

年間約 60 本消費

予算の確保 配当予算 授業評価システム わがまちの誇れる学校づくり など

目的にあった予算からの支出を検討する。各担当者・市教委との調整作業有り。

長時間使用バッテリーの購入

デジカメは教職員用が 5 台有り

D V C テープから D V D への変換

D V D レコーダーの購入（外付け H D も）

V H S への変換

中学校なら視聴覚室にデッキ有り

使用済み D V C テープの再利用の徹底

保管場所の整備 保管するビデオロッカーの購入

A V 機器の管理 保管場所 使用ルールの整備 機器の状況の把握

視聴覚室の利用（利用できる環境についての情報の共有、操作方法含む）

普通教室でのプロジェクター使用

ディスプレイケーブル 15 m の購入

移動スクリーンの確保 各種大きさあり。

暗幕の整備

電源の確保 延長コード購入



英 語 科

モニターテレビ設置（テレビ台含む）

D V D を見せたい。

D V D 搭載コンポの設置
（ M D 使用可能 ）

M D を使いたい。

録音ができる M D （ウォークマンタイプ）の購入
（一時停止等多いため、手元での操作が必要）

もっと迫力ある音で聞かせたい。

コンポ購入前 アンプとスピーカー導入

個別に英語の発音を聞かせたい。

ヘッドフォンの購入

グループでの発表を練習させたい。

小型カセットテープレコーダーの活用



美 術 科

生き生きとした授業を展開したい。（保護者負担の軽減も含めて）

資料集の公費購入 彫刻刀の公費購入 補充絵の具の公費購入

鑑賞等、D V D を使用して行いたい。 D V D デッキの購入 テレビ設置

プロジェクター・視聴覚教室の利用推進

作品製作過程を生徒に見せたい。

O H C の設置

（これで手元の動きや難しい作業について

生徒の理解が深まった。また、本などの作品紹介も容易にできるようになった。）

作業工程は O H C からのビデオ出力により、録画も可能。事前に製作することも。

資料集を補う名画カードの購入。数セット。ラミネートフィルムの購入。

（ラミネーターは有）

音 楽 科

全員が何らかの楽器を選択できるように毎年計画的に楽器を配備している。
予算的な配慮から打楽器等購入にも工夫されている。

DVDデッキの配備 大型テレビの配備

時間数の関係からリコーダー購入の中止。(保護者負担の軽減含む)



地域調べ学習をしたい。

生徒が使えるデジタルカメラの購入。グループ活動では何台必要なのか。

情報教育担当者との打ち合わせ。出力するかたちについての検討。

(ランニングコストや時間、場所等) どのような形での残すのか。行き先の確認(

職業体験学習 保育実習

取組のタイムスケジュールの確認 予算 連絡 渉外等の関係

行き先の確認(教員の出張届 電話等の対応への準備)

どのような形での残すのか。

体験期間中の協力 記録の整理 出力

社会人講座

講師の確認 実施期間 時間割の確認 対応 備品消耗品の検討

活動場所の確保 教育環境の整備

校外学習

予算確保(学校徴収金 旅費(下見含む)) まず予算ありき!! 年度当初必要
班別行動なら、その際の経費など算出

写真等・・・相談

私費で使い捨てカメラ購入(班の数)

公費で現像プリントなど。

業者への支払 欠席者への返金 会計報告(学校としての対応)

引率教員からの集金(生徒と同様に)

修学旅行

1年次に予算決定 選定条件の提示 業者選定作業 8月までに

9月積立申込受付作業開始 11月から積立開始

(業者と保護者間での任意積立 金融機関は自由 学校の関与なし 2年次の1月まで)

特殊業務手当 旅費請求・支給 就学援助費請求 会計報告 業者への支払等々



学校徴収金（納入金）取り扱いについて

（教材費 行事費 学級費 生徒会（児童会）費 など）

学校徴収金とは、児童・生徒が現行制度上私費で負担することを建前とする経費のうち、学校教育活動に直接、あるいは付随して必要なものとし、校長が児童・生徒の保護者から徴収する経費をいう。〔法的には、保護者と学校（校長）との委託契約（民法643条）の性格を持つ〕

受益者負担は、学校教育活動を通じ児童・生徒に直接還元されるものであって、保護者に対する割当的な寄付金またはこれに類するような徴収金、あるいは学校の建物の維持、修繕等に要する経費等法令により徴収を禁止されているものを含んではならない。また、公費的性格経費を安易に徴収金等で支出することのないようにしなければならない。そのためには、年間計画に基づいた徴収内容・金額について十分検討する必要がある。

徴収に際しては、保護者に対してその目的・内容・徴収額・方法等を充分説明の上、校長の責任において行わなければならない。

関係法令

義務教育における公費の原則【憲法26条】「義務教育はこれを無償とする。」

【教育基本法第4条】「国又は、地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料はこれを徴収しない。」

設置者負担主義

【学校教育法5条】「学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令の定めのある場合を除いては、その学校の経費を負担する。」

税外負担の禁止

【地方財政法27条の4】「市町村は、法令の規定に基づき当該市町村の負担に属するものとされている経費で、政令に定めるものについて、住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、その負担を転嫁してはならない」

【地方財政法施行令16条の3】「地方財政法27条の4に規定する経費で政令に定めるものについては次の各号に掲げるものとする。

1. 市町村の職員の給与に要する経費
2. 市町村立の小学校及び中学校の建物の維持及び修繕に要する経費

茨木市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則

（教材の取扱い）

第14条 校長は教材及び教具の選定にあたっては、その教育上の効果及び保護者の経済的負担について十分配慮しなければならない。

第14条の2 校長は、学年又は学級全員に、教材として次に掲げる者を使用するときは、あらかじめ、その書名、定価等を教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 教科書と併用して継続的に学習の用に供する副読本、問題集、解説書その他これに類するもの。
- (2) 学習の過程又は夏季休業日、冬季休業日等に長期にわたって使用する学習帳その他これに類するもの。

- * 学校園の予算は、校園長の責任において、教育計画に沿って計画的かつ効率的に執行すること
- * 学校園運営のための経費に、PTA会費等を一切使用しないことはもちろん、寄付等に依存することのないよう配慮すること
- * 保護者負担の軽減を図るため、入学時に一斉に購入する物品並びに学級費等各学年ごとの納入金については、その用途を明確にし、最小限に抑えること。
- * 学校園に出入りする業者対応を厳正にし、業者との癒着等疑惑をもたれることのないよう特に留意すること。副教材の購入にあたっては、取扱い内容等に差異がない場合、できるだけ多くの業者から購入すること。
- * 学校徴収金の会計処理については、より一層厳正な執行に努めること。特に、預金口座に使用する印鑑及び預金通帳は校園長が保管すること。

私費会計は、公費と違い法令に基づく執行を強いられることはないが、公教育の教育活動を行う財務会計という点で公費会計原則に準じて処理されることが必要であり、会計事務は公費会計のみならず、私費会計を含め総合的に扱わなければならない。さらに、学校の説明責任と情報公開が求められる中、一層の適正化が必要である。

徴収金の範囲

第一に公費購入の可能性を検討する。

児童・生徒個人の所有物として家庭か学校において使用できるものとする。
学年又は学級全員もしくは特定の集団全員が、個人用の教材・教具として使用するものとする。
兄弟等で使用していたもので再利用できるものは出来るだけ活用していく。
教育活動の結果として、その教材・教具そのものまたはそれから生ずる直接的な利益が個人に還元されるものに限る。
保護者負担の軽減を基本に、安価・良質なものを選定し（選定理由の説明責任）、毎年度末に行事等見直しと購入した教材の利用についての相互評価をする。

Yes No チェック！！

- 1) 学級費を集める際は、その使用用途を公表してから
(保護者へ通信等で説明してから) 徴収している。
- 2) 年間支出予定を保護者に知らせている。
- 3) 学校として誰(教科 学年 担当)がいくら使っているのかわかる状況にある。
- 4) 教材を購入する際のチェックシステムが学校としてある。
- 5) 自分は予算に関するルールを知ろうとしている。

子どもたちや保護者のためとはすべての教育活動が正しい事務手続きを経て、安全に実施されることです。そのことが常に情報として公開される必要があります。そうすることで情報は共有され、お互いの関係が構築されていくのです。日本をより良くするためにも、教育者としての責任を果たしてくださることをお願いいたします。